

ホームレス支援ガイドブック

～ 一人ひとりとのつながりを大切に ～

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

「作成に当たって」

千葉県令和6年1月における調査によると、県内のホームレスは121人で、平成31年調査で確認された179人から減少傾向にあるものの、全国で5番目に多い結果となっています。

加えて、簡易宿泊所や終夜営業店舗（ネットカフェ等）に寝泊りする等の不安定な居住環境にある方々も一定数存在している状況にあります。

ホームレスの問題は、雇用等の経済的な要因に留まらず、傷病や高齢化、人間関係等の様々な要因が複雑に関係しており、これらの要因によって自立が困難な状況となっています。

これを踏まえ、県では、ホームレス自身が自立して再び社会に参加するとともに、地域社会に参画できることを目指し、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」や「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」等に基づき、ホームレス一人ひとりの状況に応じて、最も適切な支援が可能となるよう、「千葉県ホームレス自立支援計画」（平成元年度～令和5年度）を策定しています。

ホームレス支援は、自治体組織や地域のNPO団体等と連携を図って取り組んでいくことが重要であることから、各自立支援機関や各福祉事務所等の関係機関がホームレスに対する適切な支援に繋がられるよう「ホームレス支援ガイドブック」を作成しました。

多くのホームレスの方々が支援に繋がり、また、その支援が切れ目なく続くよう、御活用をお願いいたします。

《 目 次 》

1 相談支援

- ・ 自立相談支援事業 3
- ・ 自立相談支援事業（巡回相談） 4

2 住居に関する支援

- ・ 一時生活支援事業 5
- ・ 住居確保給付金 6
- ・ 無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設 7
- ・ 公営住宅 8
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会 9

3 生活に関する支援

- ・ 家計改善支援事業 10
- ・ 生活保護 11
- ・ 無料低額診療事業・無料低額老人保健施設 12
- ・ 日常生活自立支援事業 13
- ・ 成年後見制度 14
- ・ 臨時特例つなぎ資金 15
- ・ 生活福祉資金貸付 16
- ・ 多重債務問題 17

4 就労に関する支援

- ・ 就労準備支援事業 18
- ・ 認定就労訓練事業 19

5 各種事業お問い合わせ先一覧

- ・ 自立相談支援機関 20
- ・ 福祉事務所 23
- ・ 市町村社会福祉協議会 25

相談支援

自立相談支援事業

○自立相談支援事業とは？

生活にお困りの方の相談に応じ、どのような支援が必要か具体的な支援プランを作成し、必要なサービスにつなげる等、自立に向けた様々な支援を行います。

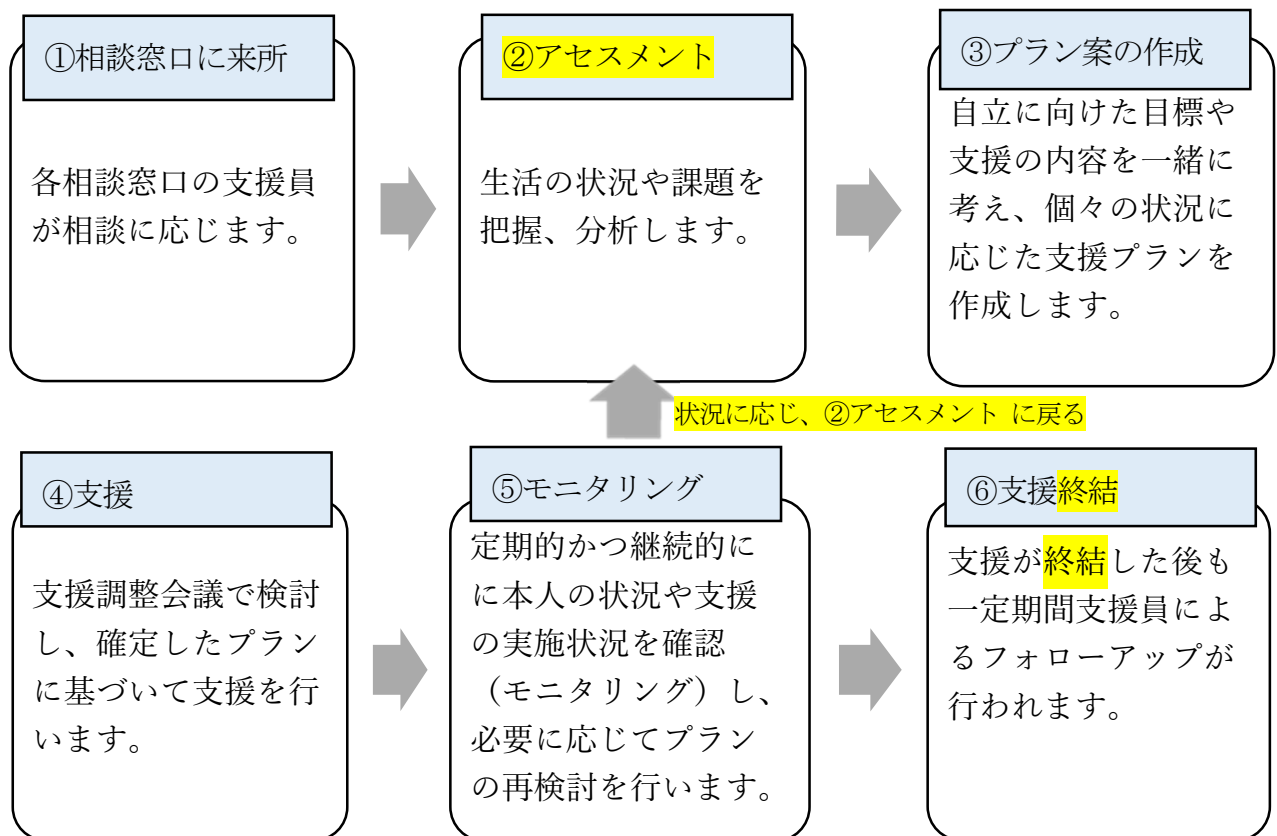
○支援内容の例

- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 認定就労訓練事業の利用の斡旋
- ・ 他制度に案内（生活保護、生活福祉資金貸付 等） 等

○相談窓口

各自治体の自立相談支援機関（P20）

○相談から支援までの流れ



自立相談支援事業（巡回相談）

○巡回相談とは？

地域を巡回して路上生活者等の状況を把握し、相談の受け付けや自立に向けた助言・指導を行います。

○実施している県内の自治体（令和6年4月1日現在）

千葉市、船橋市、市川市、松戸市、浦安市、我孫子市、木更津市、野田市

○お問い合わせ先

各市ホームレス支援事業主管課

市	担当部（局）課名	電話番号
千葉市	保健福祉局保護課	043-245-5188
船橋市	福祉サービス部地域福祉課	047-436-2314
市川市	福祉部地域共生課 ※巡回相談は特定非営利活動法人エス・エス・エスに委託して実施	047-712-8547 043-223-7591
松戸市	福祉長寿部福祉政策課地域福祉担当室 ※巡回相談は特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会に委託して実施	047-366-3019 047-704-9915
浦安市	福祉部社会福祉課 ※巡回相談は特定非営利活動法人エス・エス・エスに委託して実施	047-712-6641 043-223-7591
我孫子市	社会福祉課	04-7185-1111
木更津市	福祉部福祉相談課	0438-23-6716
野田市	福祉部生活支援課	04-7125-1111



住居に関する支援

一時生活支援事業

○一時生活支援事業とは？

一定の住居を持たない等の生活困窮者に対し、一定期間（原則3か月以内（個々の状況により最大6か月））、宿泊場所・食事・衣類等を提供します。

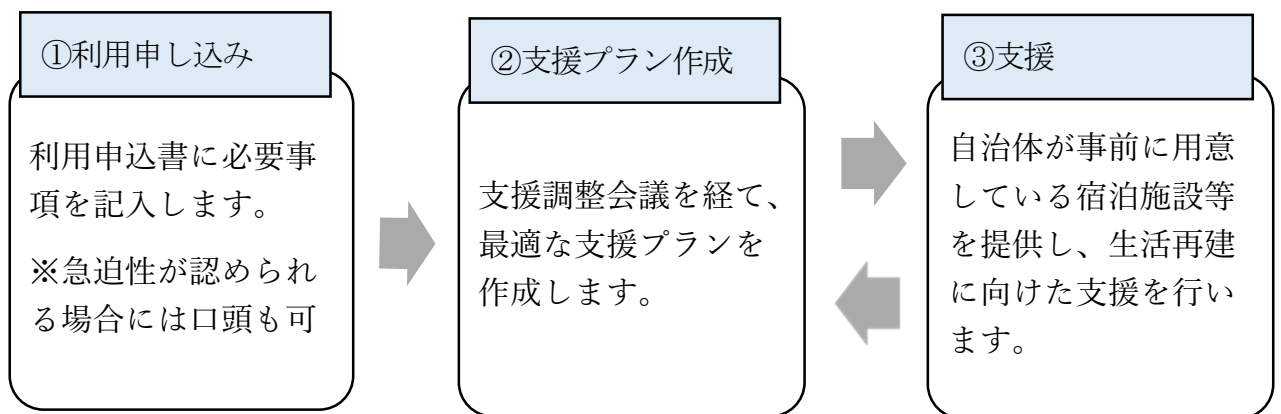
○主な設備

- ・ 宿泊室
- ・ 浴室又はシャワー室
- ・ トイレ、洗面所



各実施機関で予め宿泊施設を用意しています

○利用申し込みから支援までの流れ



※支援調整会議における支援後のモニタリングの結果によって支援内容の変更等が行われます。

○実施している県内の自治体（令和6年4月1日現在）

千葉県（町村部）、千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、我孫子市



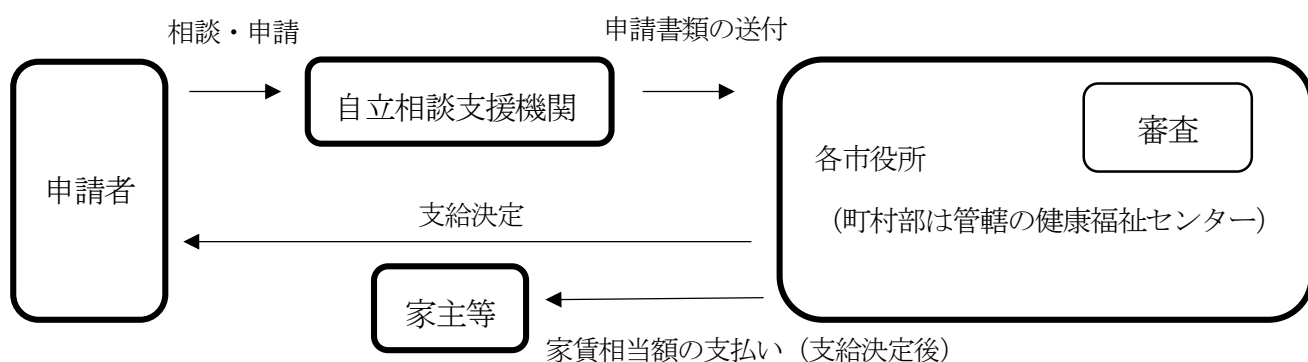
住居確保給付金



○住居確保給付金とは？

離職・廃業又はやむを得ない休職等により生活に困窮し、住居を喪失又はその恐れがある者を対象とし、家賃相当額（ただし、住宅扶助の限度額が上限）を自治体から家主等に支給します。

○支給決定までの手続き



○主な支給要件

1	離職等又はやむを得ない休業等により困窮し、住居を喪失又はそのおそれがある
2	イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内（当該期間に疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により、連続して30日以上休職活動ができなかった者についてはその日数を考慮する。） 又は ロ) 収入を得る機会が減少し、離職等と同等程度の状況にある
3	イ) 離職等の日において、世帯の生計を主に維持していた 又は ロ) 申請月において、世帯の生計を主に維持していた
4	世帯収入の合計が収入基準額以下 【収入要件】
5	誠実かつ熱心に求職活動を行う 【求職要件】

上記のほか資産要件等があり、すべての要件に合致する方が支給対象になります。

○支給期間

原則3か月（ただし、要件を満たせば最大2回（6か月）延長が可能）

○相談窓口

各自治体の自立相談支援機関（P20）



無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設

○無料低額宿泊所とは？

生計困難者のために、無料または低額な料金で居室その他設備を利用させる施設

○低額な料金とは？

生活保護の住宅扶助の限度額以下の金額 ※具体的な利用料は施設ごとに定めています。

級地	限度額	該当市町村
1級地	46,000円	市川市、松戸市、習志野市、浦安市
1級地（政令市）	41,000円	千葉市
1級地（中核市）	43,000円	船橋市
2級地	41,000円	野田市、佐倉市、市原市、流山市、八千代市、 我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市
2級地（中核市）	41,000円	柏市
3級地	37,200円	1級地、2級地以外の市町村

○主な設備

居室（7.43㎡以上）、炊事設備、洗面所、**トイレ**、浴室（浴槽付き）、相談室、食堂

※ 食事の提供を希望する場合は、別途、費用（契約）が必要となります。

○日常生活支援住居施設とは？

無料低額宿泊所のうち、単独での居住が困難な方に対し、それぞれの課題に応じた個別支援計画を作成し、日常生活上の支援を行う施設

○お問い合わせ先

各施設

生活保護による入所については、各市福祉事務所

（町村部は管轄の健康福祉センター）（P23）

※制度については、千葉県健康福祉部健康福祉指導課自立支援班（043-223-2309）



公営住宅

○公営住宅とは

地方公共団体が公営住宅法に基づき建設し、低所得者や住宅にお困りの方に対して比較的 low な家賃で賃貸する住宅

○公営住宅の入居資格

(1) 県営住宅の場合

[主な要件]

- ①原則として千葉県内に住所がある方
- ②住宅に困っていることが明らかな方
- ③収入が基準以下の方 等

※入居に際して連帯保証人は不要です。

※ホームレスの方でも利用できます。

(2) 市町村営住宅の場合

※入居資格及び連帯保証人の要否については市町村の公営住宅担当課にお問い合わせください。

○お問い合わせ先

県 営 住 宅・・・千葉県県土整備部都市整備局住宅課県営住宅管理班 043-223-3222

千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課 043-222-9200

市町村営住宅・・・各市町村公営住宅担当課



居住支援法人

○居住支援法人とは

住宅確保要配慮者※に対して居住支援を行う法人として都道府県が指定するもので、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や要配慮者への生活支援を行います。

※住宅確保要配慮者… 高齢者、低所得者など住宅の確保に特に配慮を必要とする方

○支援内容の例

住まい探しに関する相談対応、家賃債務保証、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、家財整理・家財処分、死後事務受任

※対応可能な支援内容は、各居住支援法人にお問合せください。

○千葉県が指定している居住支援法人

令和6年10月4日時点 37法人

○お問い合わせ先

千葉県県土整備部都市整備局住宅課住宅政策班 043-223-3255

居住支援協議会

○居住支援協議会法人とは

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図る目的で、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立する協議会

○千葉県内の居住支援協議会

県では居住支援協議会として、県、市町村及び関係団体により構成する千葉県すまいづくり協議会居住支援部会を設置し、関係者間による情報共有や支援方策の検討等を行っています。なお、市町村では、千葉市、船橋市において、居住支援協議会を設置しています。

○お問い合わせ先

千葉県県土整備部都市整備局住宅課住宅政策班 (043-223-3255)



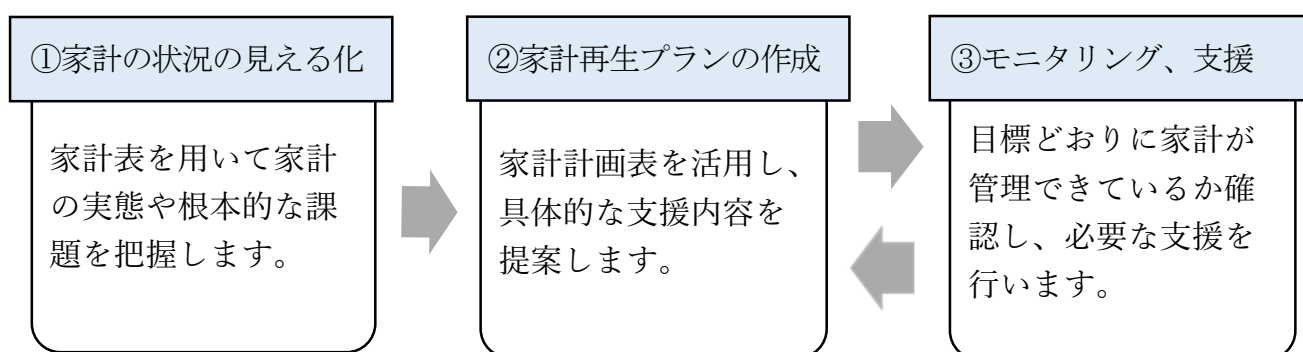
生活に関する支援

家計改善支援事業

○家計改善支援事業とは？

収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者に対し、家計の状況を「見える化」して課題を把握し、家計改善の意欲を高める支援を行います。

○支援の流れ



※支援調整会議における支援後のモニタリングの結果によって支援内容の変更等が行われます。

○主な支援内容

- ・家計管理に関する支援
- ・滞納（家賃・公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務管理に関する支援（多重債務者相談窓口や法律専門家等との連携）
- ・貸付けのあっせん 等

○お問い合わせ先

各自治体の自立相談支援機関（P20）



生活保護

○生活保護制度とは？

生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

生活保護は、国が定めた最低生活費と世帯の収入額を比べて、世帯の収入が低かった場合に、その不足分を支給する制度です。

就労収入や年金収入があり、その収入で最低生活費に満たない場合はその不足分を補うこととなります。

扶助の種類	主な対象経費
①生活扶助	衣食その他の日常生活の需要に要する費用 等
②教育扶助	義務教育において必要な費用 (教材費、学校給食費 等)
③住宅扶助	家賃・間代・地代 等
④医療扶助 ※	診察、薬剤・治療材料、入院による費用 等
⑤介護扶助 ※	居宅介護に要する費用、施設介護に要する費用 等
⑥出産扶助	居宅分べん、施設分べんに要する費用 等
⑦生業扶助	生業費、生業に必要な技能習得費、就職支度費
⑧葬祭扶助	火葬又は埋葬に必要な費用 等

※医療扶助、介護扶助は現物給付（医療機関や介護機関に直接支払い）となります。

○お問い合わせ先

各市福祉事務所 (町村部は管轄の健康福祉センター) (P23)



無料低額診療事業・無料低額老人保健施設

○無料低額診療事業とは？

生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を提供する事業（生活保護を受けている患者及び医療費の減免を受ける患者数が、総延患者数の10%以上であること等が事業開始の条件となっています。）

○無料低額老人保健施設とは？

生計困難者のために、無料または低額な料金で介護サービスを提供する施設（生活保護を受けている利用者及び医療費の減免を受ける利用者数が、総延利用者数の10%以上であること等が事業開始の条件となっています。）

○主な対象者

- ・低所得者（生活保護受給者を含む）
- ・ホームレス
- ・虐待やDVを受けている方 等

○お問い合わせ先

各施設

※制度については、千葉県健康福祉部健康福祉指導課自立支援班（043-223-2309）



日常生活自立支援事業

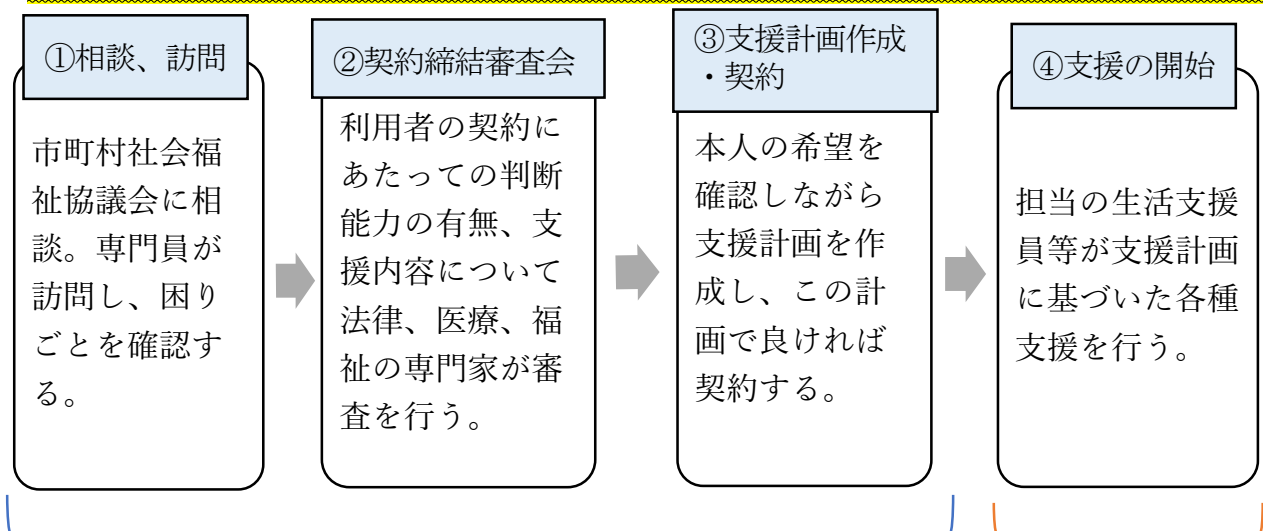
○日常生活自立支援事業とは？

認知症や知的障害、精神障害等があり、日常生活を送る上で判断能力が十分でない方々が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続の援助や代行、金銭管理や財産の保管などの日常生活を支援する事業

※千葉県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を通じて実施

○相談から支援までの流れ

※支援開始後は、定期的に②のチェックを受け、③の見直しにより、④の支援が行われます。



○支援の内容

無料

有料

※生活保護受給世帯は免除

①福祉サービス利用援助

例) 福祉サービスについての情報提供、利用開始・終了に係るサポート

②財産管理サービス

・日常的な金銭管理のサポート

例) 医療費、税金、公共料金等の支払いに係るサポート

③財産保全サービス

例) 年金証書、預貯金通帳、実印等のお預かりサービス

※財産保全サービスのみの利用はできません。

※宝石、骨とう品、株券、有価証券等はお預かりできません。

*日常生活自立支援事業利用中に専門家の助言等が必要になった場合には、弁護士や司法書士等の紹介サービスも利用可能です。

○お問い合わせ先

千葉県後見支援センター（千葉県社会福祉協議会）（043 - 204 - 6012）



成年後見制度

○成年後見制度とは？

認知症や知的障害等により判断能力が不十分になった方が、財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の判断能力に応じて法律行為や財産管理等を支援する制度です。

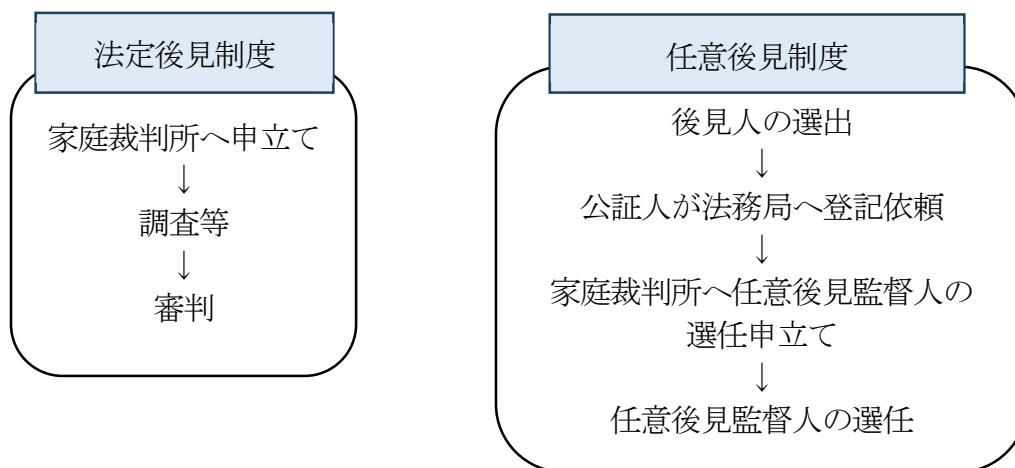
成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

○法定後見制度と任意後見制度について

法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等を選任し、その権限も基本的に法律で定められています。

任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決めることができます。

○制度利用開始における手続きの流れ



○ お問合せ先

確認中

千葉県後見支援センター（千葉県社会福祉協議会）（043 - 204 - 6012）



臨時特例つなぎ資金制度

○臨時特例つなぎ資金とは？

※千葉県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を通じて実施

臨時特例つなぎ資金の貸付対象

住居のない離職者であって、次のいずれも満たす方

- ①離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、住居確保給付金等）又は公的貸付制度（就職安定資金融資等）の申請を受理されており、かつ当該給付等の開始までの間の生活に困窮している。
- ②貸付を受ける方が本人名義の金融機関の口座を有している。

貸付上限額

10万円

連帯保証人

不要

貸付金利子

無利子

※貸付には審査があります。申請内容によっては貸付に至らない場合もあります。

○お問い合わせ先

千葉県社会福祉協議会福祉資金部（043-245-1551）

各市町村社会福祉協議会（P25）

（千葉市は各区社会福祉協議会）



生活福祉資金貸付制度

○生活福祉金貸付制度

低所得世帯等に対して、その世帯の安定した生活の確保を目的として生活に必要な資金の貸し付けを行います。

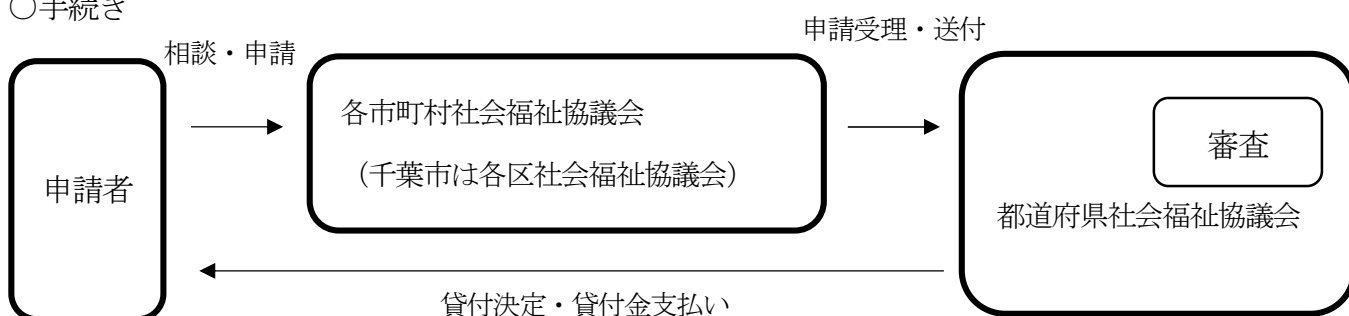
※千葉県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を通じて実施

※貸付対象者には、住居の確保が見込まれていること等、一定の要件があります。詳細は各市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

○主な資金の種類

資金の種類	概要	貸付上限額	貸付利子
総合支援 資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費	連帯保証人 あり⇒無利子 なし⇒年1.5%
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸借契約に必要な費用	
	一時生活再建費	生活再建のために一時的にかつ日常生活費では賅えない費用	
福祉資金	緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった場合に貸し付ける費用	10万円

○手続き



※貸付には審査があります。申請内容によっては貸付に至らない場合もあります。

○お問い合わせ先

千葉県社会福祉協議会福祉資金部 (043-245-1551)

各市町村社会福祉協議会 (P25)

(千葉市は各区社会福祉協議会)



多重債務問題

○多重債務とは？

既に抱えている借金の返済に充てるために他の金融業者からの借入を繰り返し、利息の支払いもかさんで借金が雪だるま式に増え続ける状態を指します。

多重債務状態に陥ると個人での解決は非常に困難となりますが、弁護士等を介しての債務整理などにより解決を図ることができるため、必要な相談・支援を受けることが重要です。

○相談・支援の内容

法テラスでは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、弁護士・司法書士と無料で法律相談を受けられる制度があります。

ご利用にあたっては、収入や資産が一定額以下であるなどの条件がありますので、まずは以下の問合せ先までご相談ください。

※債務整理について

債務整理には、任意整理、個人再生手続、特定調停、自己破産の4種類の方法があり、それぞれ、概要は以下のとおりです。

・任意整理

弁護士や司法書士など法律専門家に依頼し、収入や支払い能力に応じた返済方法について債権者と交渉してもらい、分割で支払っていく方法です。

・個人再生手続

借金の一部を一定期間返済すると、残りの借金の支払が免除されます。持家を手放したくない方に適しています。

・特定調停

簡易裁判所へ申し立て、調停委員のあっせんにより借金を分割で返済する方法です。法律専門家に頼まなくてもできるため、費用が安く済みます。

・自己破産

裁判所へ破産の申立をして、免責になると借金が免除されますので、直ちに生活の再建に取り組むことができます。

○お問合せ先

法テラス千葉：0570-078315

法テラス松戸：0570-078316



就労に関する支援

就労準備支援事業

○就労準備支援事業とは？

様々な課題を抱え、直ちに一般就労に移行することが困難な生活困窮者に対し、1年を基本として就労に必要な知識や能力の向上を目的に計画的かつ一貫した支援を行います。

《就労準備支援事業の主な対象者》

- ①支援によって、一般就労につくことが可能であると見込まれるが、
- ②下記のような複合的な課題を抱えていて、
 - ・決まった時刻に起床・就寝できない等、生活習慣の改善が必要
 - ・他者とのかわりに不安があり、コミュニケーション能力など社会参加に必要な能力の形成・改善が必要
 - ・就労の意思が希薄又は就労の意欲が低下している 等
- ③ハローワークの職業紹介等では直ちに一般就労が困難な方

主な支援内容

日常生活自立
に関する支援

- ・適切な身だしなみに関する助言や指導
- ・規則正しい起床、就寝などの助言や指導 等

社会生活自立
に関する支援

- ・基本的なコミュニケーション能力の形成
- ・地域の事業所での職場見学 等

就労自立
に関する支援

- ・模擬面接や履歴書作成指導
- ・協力事業所等における職場体験 等

○お問い合わせ先

各自治体の自立相談支援機関 (P20)



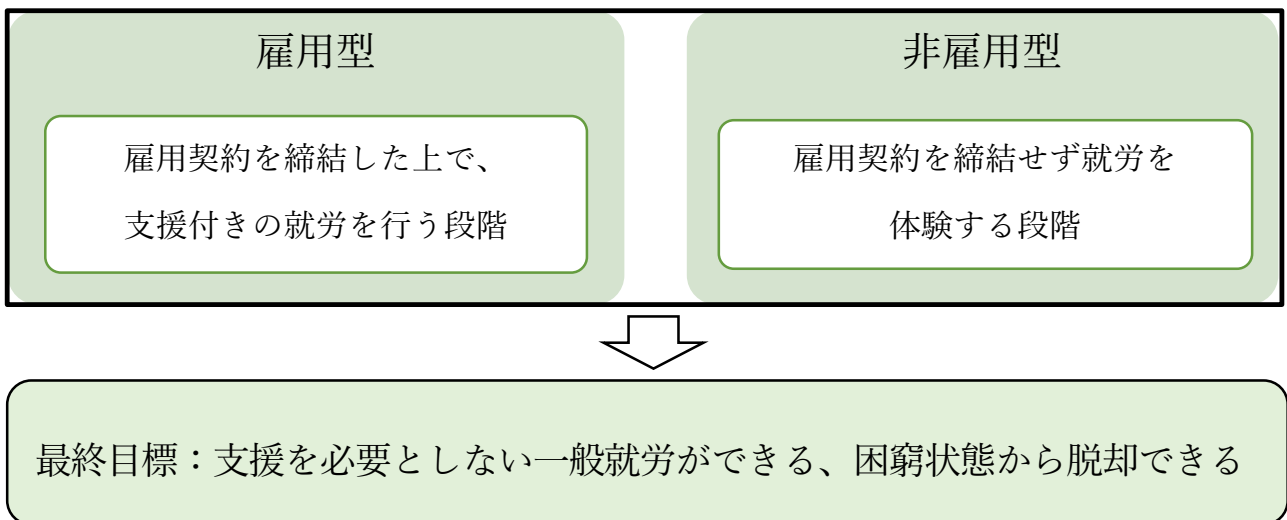
認定就労訓練事業

○認定就労訓練とは？

一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する「中間的就労」。

一定の要件を満たし、管轄の行政庁に認定された事業所で自立相談支援機関のあつせんに基づき利用者を受入れ、適切な配慮の下、就労の機会を提供し、就労に必要な知識や及び能力の向上のための訓練を行います。

○実施の方法や目的 ※各事業所や利用者の状況によって、どちらかの方法で実施しています。



○主な対象者の例

- ・ひきこもり状態にある又はあつた方
- ・長期間失業状態が続いている方
- ・就労経験が乏しい方 等

○お問い合わせ先

各自治体の自立相談支援機関 (P20)



県内各自治体自立相談支援機関一覧 (R6. 11. 1 現在)

自治体名	窓口名	電話番号
千葉市(1)	千葉市生活自立・仕事相談センター中央	043-202-5563
千葉市(2)	千葉市生活自立・仕事相談センター花見川	043-307-6765
千葉市(3)	千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛	043-207-7070
千葉市(4)	千葉市生活自立・仕事相談センター若葉	043-312-1723
千葉市(5)	千葉市生活自立・仕事相談センター緑	043-293-1133
千葉市(6)	千葉市生活自立・仕事相談センター美浜	043-270-5811
銚子市	銚子市自立支援相談センター	0479-24-0880
	(ちょうしサポートセンター)	0120-240-737
市川市	市川市生活サポートセンターそら	047-704-0010
船橋市	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」	047-495-7111
館山市	館山市社会福祉協議会	0470-23-5068
木更津市	福祉部福祉相談課	0438-23-6716
松戸市	松戸市自立相談支援センター	047-366-0077
野田市	野田市パーソナルサポートセンター	04-7125-2212
茂原市	長生ひなた	0475-36-3013
成田市	暮らしサポート成田	0476-20-3399
佐倉市	くらしサポートセンター佐倉	043-309-5483
東金市	東金ひとしごと・くらしサポートセンターこころん	0475-50-4251
旭市	旭市社会福祉協議会	0479-57-3133
習志野市	らいふあっぷ習志野	047-453-2090
柏市	柏市地域生活支援センター(あいネット)	04-7165-8707
勝浦市	夷隅ひなた	0470-64-6380
市原市	いちはら生活相談サポートセンター	0436-37-3400
流山市	流山市くらしサポートセンターユーネット	04-7197-5690
八千代市	福祉総合相談課	047-421-6732

自治体名	窓口名	電話番号
我孫子市	社会福祉課生活相談係	04-7185-1111 (内線 393)
鴨川市	鴨川市福祉総合相談センター	04-7093-1200
鎌ヶ谷市	生活支援相談窓口	047-445-1266
君津市	生活自立支援センターきみつ	0439-56-1245
富津市	くらしと仕事の相談支援センター	0439-32-1520
浦安市	総合相談窓口	047-712-6856
四街道市	くらしサポートセンター「みらい」	043-421-3003
袖ヶ浦市	自立相談支援室「そでさぽ」	0438-53-8840
八街市	八街市自立相談支援窓口	043-312-0766
印西市	いんざいワーク・ライフサポートセンター	0476-85-8267
白井市	白井市くらしと仕事のサポートセンター	047-497-3650
富里市	とみさと自立生活支援相談窓口	
南房総市	南房総市社会福祉協議会	0470-29-3729
匝瑳市	生活支援相談窓口	0479-67-5200
香取市	香取 CCC	0478-50-1919
山武市(1)	生活・就労相談室	0475-80-1301
山武市(2)	さんネット	0475-77-7531
いすみ市	自立相談支援センター	0470-87-8857
大網白里市	大網白里市生活相談センターC るーと	0475-77-8770
印旛郡(酒々井町、 栄町)	さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター	043-308-6332
香取郡(神崎町、 多古町、東庄町)	香取 CCC	0478-50-1919
山武郡(九十九里町、 芝山町、横芝光町)	さんぶ生活相談センターリンクサポート	0475-77-7532

自治体名	窓口名	電話番号
長生郡（一宮町、 睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町）	長生ひなた	0475-36-3013
夷隅郡 （大多喜町、御宿町）	夷隅ひなた	0470-64-6380
安房郡（鋸南町）	ひだまり	0470-28-5667

県内各自治体福祉事務所一覧(R6. 11. 1 現在)

自治体名	窓口名	電話番号
千葉市(中央区)	千葉市中央保健福祉センター(社会援護第一課・第二課)	043-221-2154
千葉市(花見川区)	千葉市花見川保健福祉センター(社会援護課)	043-275-6471
千葉市(稲毛区)	千葉市稲毛保健福祉センター(社会援護課)	043-284-6143
千葉市(若葉区)	千葉市若葉保健福祉センター(社会援護第一課・第二課)	043-233-8156
千葉市(緑区)	千葉市緑保健福祉センター(社会援護課)	043-292-8152
千葉市(美浜区)	千葉市美浜保健福祉センター(社会援護課)	043-270-3149
銚子市	銚子市福祉事務所(社会福祉課)	0479-24-8969
市川市	市川市福祉事務所(生活支援課)	047-383-9554
船橋市	船橋市福祉サービス部(生活支援課)	047-436-2360
館山市	館山市福祉事務所(社会福祉課)	0470-22-3491
木更津市	木更津市福祉事務所(生活支援課)	0438-23-6795
松戸市	松戸市福祉事務所(生活支援課)	047-366-7349
野田市	野田市福祉事務所(生活支援課)	04-7123-1091
茂原市	茂原市福祉事務所(社会福祉課)	0475-20-1571
成田市	成田市福祉事務所(社会福祉課)	0476-20-1536
佐倉市	佐倉市福祉事務所(社会福祉課)	043-484-6133
東金市	東金市福祉事務所(社会福祉課)	0475-50-1166
旭市	旭市福祉事務所(社会福祉課)	0479-62-5861
習志野市	習志野市健康福祉部(生活相談課)	047-453-9205
柏市	柏市福祉部(生活支援課)	04-7167-1138
勝浦市	勝浦市福祉事務所(福祉課)	0470-73-6621
市原市	市原市福祉事務所(生活福祉第1課・第2課)	0436-23-9865
流山市	流山市健康福祉部(社会福祉課)	04-7150-6079
八千代市	八千代市健康福祉部(生活支援課)	047-421-6696
我孫子市	我孫子市健康福祉部(社会福祉課)	04-7185-1111
鴨川市	鴨川市福祉事務所(福祉課)	04-7093-7112
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市福祉事務所(社会福祉課)	047-445-1298

自治体名	窓口名	電話番号
君津市	君津市福祉部(厚生課)	0439-56-1175
富津市	富津市福祉事務所(社会福祉課)	0439-80-1259
浦安市	浦安市福祉事務所(社会福祉課)	047-712-6388
四街道市	四街道市福祉事務所(社会福祉課)	043-421-6248
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市福祉部(地域福祉課)	0438-62-3159
八街市	八街市福祉事務所(社会福祉課)	043-443-1622
印西市	印西市福祉事務所(社会福祉課)	0476-33-4514
白井市	白井市福祉事務所(社会福祉課)	047-497-3492
富里市	富里市福祉事務所(生活支援課)	0476-93-4193
南房総市	南房総市福祉事務所(社会福祉課)	0470-36-1151
匝瑳市	匝瑳市福祉事務所(福祉課)	0479-73-0096
香取市	香取市福祉事務所(社会福祉課)	0478-50-1209
山武市	山武市福祉事務所(社会福祉課)	0475-80-2612
いすみ市	いすみ市福祉事務所(福祉課)	0470-62-1117
大網白里市	大網白里市福祉事務所(社会福祉課)	0475-70-0302
印旛郡 (酒々井町、栄町)	印旛健康福祉センター(生活保護課)	043-483-1119
香取郡(神崎町、 多古町、東庄町)	香取健康福祉センター(生活保護課)	0478-52-9161
山武郡(九十九里町 、芝山町、横芝光町)	山武健康福祉センター(生活保護課)	0475-54-0611
長生郡(一宮町、 睦沢町、長生村、白子 町、長柄町、長南町)	長生健康福祉センター(生活保護課)	0475-22-5167
夷隅郡 (大多喜町、御宿町)	夷隅健康福祉センター(生活保護課)	0470-73-0145
安房郡(鋸南町)	安房健康福祉センター(地域福祉課)	0470-22-4511

県内各市町村社会福祉協議会一覧(R6. 11. 1 現在)

自治体名	窓口名	電話番号
千葉市(中央区)	千葉市社会福祉協議会中央区事務所	043-221-2177
千葉市(花見川区)	千葉市社会福祉協議会花見川区事務所	043-275-6438
千葉市(稲毛区)	千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所	043-284-6160
千葉市(若葉区)	千葉市社会福祉協議会若葉区事務所	043-233-8181
千葉市(緑区)	千葉市社会福祉協議会緑区事務所	043-292-8185
千葉市(美浜区)	千葉市社会福祉協議会美浜区事務所	043-278-3252
銚子市	銚子市社会福祉協議会	0479-24-8189
市川市	市川市社会福祉協議会	047-320-4001
船橋市	船橋市社会福祉協議会	047-431-2653
館山市	館山市社会福祉協議会	0470-23-5068
木更津市	木更津市社会福祉協議会	0438-25-2089
松戸市	松戸市社会福祉協議会	047-368-0912
野田市	野田市社会福祉協議会	04-7124-3939
茂原市	茂原市社会福祉協議会	0475-23-1969
成田市	成田市社会福祉協議会	0476-27-7755
佐倉市	佐倉市社会福祉協議会	043-484-6197
東金市	東金市社会福祉協議会	0475-52-5198
旭市	旭市社会福祉協議会	0479-57-5577
習志野市	習志野市社会福祉協議会	047-452-4161
柏市	柏市社会福祉協議会	04-7163-9000
勝浦市	勝浦市社会福祉協議会	0470-73-6101
市原市	市原市社会福祉協議会	0436-24-0011
流山市	流山市社会福祉協議会	04-7159-4735
八千代市	八千代市社会福祉協議会	047-483-3021
我孫子市	我孫子市社会福祉協議会	04-7184-1539
鴨川市	鴨川市社会福祉協議会	04-7093-0606
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市社会福祉協議会	047-444-2231

自治体名	窓口名	電話番号
君津市	君津市社会福祉協議会	0439-57-2250
富津市	富津市社会福祉協議会	0439-87-9611
浦安市	浦安市社会福祉協議会	047-355-5271
四街道市	四街道市社会福祉協議会	043-422-2945
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市社会福祉協議会	0438-63-3888
八街市	八街市社会福祉協議会	043-443-0748
印西市	印西市社会福祉協議会	0476-42-0294
白井市	白井市社会福祉協議会	047-492-5713
富里市	富里市社会福祉協議会	0476-92-2451
南房総市	南房総市社会福祉協議会	0470-29-3729
匝瑳市	匝瑳市社会福祉協議会	0479-67-5200
香取市	香取市社会福祉協議会	0478-54-4410
山武市	山武市社会福祉協議会	0475-82-7102
いすみ市	いすみ市社会福祉協議会	0470-87-8857
大網白里市	大網白里市社会福祉協議会	0475-72-1995
酒々井町	酒々井町社会福祉協議会	043-496-6635
栄町	栄町社会福祉協議会	0476-95-1100
神崎町	神崎町社会福祉協議会	0478-72-4031
多古町	多古町社会福祉協議会	0479-76-5940
東庄町	東庄町社会福祉協議会	0478-86-4714
九十九里町	九十九里町社会福祉協議会	0475-70-3163
芝山町	芝山町社会福祉協議会	0479-78-0850
横芝光町	横芝光町社会福祉協議会	0479-80-3611
一宮町	一宮町社会福祉協議会	0475-42-3424
睦沢町	睦沢町社会福祉協議会	0475-44-2514
長生村	長生村社会福祉協議会	0475-32-3391

自治体名	窓口名	電話番号
白子町	白子町社会福祉協議会	0475-33-5746
長柄町	長柄町社会福祉協議会	0475-30-7200
長南町	長南町社会福祉協議会	0475-46-3391
大多喜町	大多喜町社会福祉協議会	0470-82-4969
御宿町	御宿町社会福祉協議会	0470-68-6725
鋸南町	鋸南町社会福祉協議会	0470-50-1174

ホームレス支援ガイドブック

発行所属：千葉県健康福祉部健康福祉指導課自立支援班

発行年月：令和6年〇月

住 所：〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

電話番号：043-223-2309